

論文審査の要旨および担当者

報告番号	甲 第 号	氏 名	赤坂亮太
論文審査担当者： 主査 慶應義塾大学准教授 博士（情報理工学）南澤孝太			
副査 慶應義塾大学教授 MBA 岸博幸			
東京大学名誉教授 工学博士 舘 暲			
慶應義塾大学教授 博士（法学） 新保史生			
（論文審査の要旨） 赤坂亮太君の博士号請求論文「遠隔操作ロボット提供事業者の不法行為責任」は、昨今商用でも提供されはじめている遠隔操作ロボットにおいて、その提供事業者が民事上の責任を負う可能性があるかを法解釈の論点から論じたものである。 遠隔操作ロボットが生じせしめる法的問題としては、ネットワークを介して情報通信が実態世界に影響を及ぼすということから、媒介者たる遠隔操作ロボットの事業者の法的責任、遠隔操作ロボットを動かすための情報への製造物責任が考えられる。 法的責任を考えるにあたって、まず本論文においては日本の民法学における解釈論を参照しつつ、民主的正当性のある立法と時代の変化という観点から編み出されたレッシングの「翻訳」という方法論を参照し立法者意思を重視する立場をとっている。そのうえで、本稿では翻訳の方法として米国の不法行為責任の発生要件を参照しつつ、インターネットにおける ISP 等の所謂「技術的ゲートキーパー」に対する訴訟と規制をアナロジーとして論じている。 さらに、遠隔操作ロボット提供事業者が単にサービスの提供者ではなくある種の製造者であることに着目し、遠隔操作ロボット提供事業者の提供するソフトウェアについて製造物責任がみとめられるか、という観点から製造物責任法制についても再考されている。情報の製造物責任については、理論的には考慮される必要があるが、ソフトウェアの製造が「民主化」している現状では難しいことを示している。最後に法と経済学の観点から厳格責任と過失責任について評価が行われ、さらに、筆者が本研究に関連して活動を展開しているロボット法学会についても紹介された。 本論文の審査においては、総論的な観点から、本研究においては法学分野における標準的な博士論文よりも新規性に重点を置いており、論文を貫く客観性を問うという観点から幾つかの質問が出された。まず Calo(2014)や Balkin(2015)が提示したロボットと法に特殊な問題としての「情報が実世界に影響を及ぼす」という観点をいかに評価するかという点については、本論文を貫く観点として採用していることが示された。また、立法論ではなく解釈論に立脚する根拠については、本研究の目的の一つにすでに商用化されつつあり今後直近に市場での広がりが見込まれる分野のロボットについて企業の法的リスク算定に資するということが挙げられていることから、現法体制下での解釈論が喫緊の必要性のある議論であることが主張された。これに関連して本論文の対象が不法行為法に限られており債務不履行責任の論点からの検討は行われていない点については、遠隔操作ロボットの使用状況を考えれば契約関係にない第三者と接する機会の方が圧倒的に多く本論文の目的としては不法行為法に限定すれば十分であると主張がなされた。また方法論として立法者意思説を採用し、またレッシングの「翻訳」に重点をおいている点については、まず立法という民主的手続きを伴う問題における正統性を鑑みれば、立法者意思を尊重することは法の解釈という点では説得的であると主張がなされた。また、自律的なロボットが出てきた時に製造物責任法は限界がくるのか、責任主体がいない状況が生じ得るのではないかとという点に関しては、将来的に製造物責任法自体に限界はくるものの、因果系列を観念して状況の「近さ」で責任を割り当てるという考えは現状の法的判断においてなされていることであり、それが維持可能であるとの見解が示された。 以上、本論文は遠隔操作ロボットという次世代の社会的課題にアプローチしたものであり、法解釈論として極めて新規性が高く多くの新たな知見が提示されている。また法律論の立場から最先端のテクノロジーが生み出す新たな社会的規範をデザインするという挑戦的な課題に取り組み、ロボット法学会という具体的な社会展開にも成功している。これらを総合的に判断し、論文審査委員の全会一致により、博士（メディアデザイン学）を授与するにふさわしいと認定する。			
審査経過			
1. 2013 年 8 月 19 日 予備口頭試問審査が協生館 3 階 S02 教室にて開催され、審査の結果合格した。			
予備口頭試問審査委員：中村 伊知哉、舘 暲、稲見 昌彦			
2. 2016 年 2 月 5 日 18:15～20:15 博士論文公聴会が慶應義塾大学三田キャンパス南館地下 2 階 2B21 教室にて開催された。同公聴会終了後、同教室で博士論文審査会が開催され、全会一致で合格を決した。			
なお、公聴会出席者は以下の通りであった。			
博士論文審査委員 4 名、本研究科委員 2 名、その他来場者 3 名			